

判決年月日	平成 2 9 年 9 月 1 3 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成28年（行ケ）第10262号		
○ 被告の有する登録商標について、商標法4条1項11号及び15号該当性を否定して、無効審判請求を不成立とした審決を、同15号該当性の判断に誤りがあるとして取り消した事例			

（関連条文）商標法4条1項15号

（関連する権利番号等）無効2015－680001号，国際商標登録第1119597号

判 決 要 旨

【本件商標】



指定商品 第18類「擬革，通学用かばん，バックパック，旅行用小型手提げかばん，スケート靴用革ひも，獣皮，傘」，第25類「被服，新生児用被服，水泳着，防水加工を施した被服，履物及び運動用特殊靴，帽子，メリヤス下着・メリヤス靴下，スカーフ，手袋（被服），スポーツジャージ及び競技用ジャージ，ティーシャツ，ジャケット（被服），フットボール靴，サンダル靴及びサンダルげた，運動靴」等（参考訳文）

【引用商標1】



指定商品 第18類「皮革，かばん類，袋物，携帯用化粧道具入れ，かばん金具，がま口金，傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄，乗馬用具，愛玩動物用被服類」，第

25類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」及び第28類「遊戲用器具，囲碁用具，将棋用具，歌がるた，さいころ，すごろく，ダイスカップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マージャン用具，ビリヤード用具，おもちゃ，人形，愛玩動物用おもちゃ，運動用具，スキーワックス，釣り具，昆虫採集用具，遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。）」ほか商標登録原簿に記載のとおりの商品

1 被告は，本件商標の商標権者である。原告が無効審判請求（無効2015－680001号）をしたのに対し，特許庁は，本件商標は商標法4条1項11号及び15号に該当しないとして，請求不成立の審決をした。本件は，原告が審決の取消を求めた事案である。

2 審決は，本件商標が，引用商標と類似しないものであり，その相違の程度の高い別異の商標といえ，また，他に混同を生ずるとすべき格別の事情もないなどとして，商品の出所について混同するおそれがある商標とはいえないと判断した。

これに対し，本判決は，要旨，次のとおり判示して，本件商標が商標法4条1項15号に該当しないとした審決の判断には誤りがあるとして，審決を取り消した。

3 本件商標と引用商標は，全体的な構図として，配置や輪郭等の基本的構成を共通にするものであり，本件商標が使用される商品である被服等の商品の主たる需要者が，商標やブランドについて正確又は詳細な知識を持たない者を含む一般の消費者であり，商品の購入に際して払われる注意力はさほど高いものとはいえないことなどの実情や，引用商標が我が国において高い周知著名性を有していることなどを考慮すると，本件商標が，特にその指定商品にワンポイントマークとして使用された場合などには，これに接した需要者（一般消費者）は，それが引用商標と全体的な配置や輪郭等が類似する図形であることに着目し，本件商標における細部の形状（内側における差異等）などの差異に気付かないおそれがあるといえる。

また，引用商標は，スポーツ用品（運動用具）関連の商品分野において，原告の商品を表示するものとして，需要者の間において著名であるところ，本件商標の指定商品には，引用商標の著名性が需要者に認識されているスポーツ用品（運動用具）関連の商品を含むものであるから，本件商標をその指定商品に使用した場合には，これに接する需要者は，著名商標である引用商標を連想，想起して，当該商品が原告又は原告との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある者の業務に係る商品であると誤信するおそれがあるものというべきである。

したがって，本件商標は，商標法4条1項15号に該当するものとして商標登録を受けることができないというべきであるから，これと異なり，本件商標が同号に該当しないとした審決の判断には誤りがあるといわざるを得ない。